

令和6年度 第1回富山県私立学校審議会

日 時：令和6年7月9日（火）

15：00～16：30

場 所：富山県民会館 704号室

次 第

1 諮問事項

- (1) 高岡龍谷高等学校の通信制課程設置認可について
- (2) 私立高等学校等の収容定員に係る学則変更等の認可について
- (3) 富山情報ビジネス専門学校の目的の変更の認可について
- (4) 富山中部自動車学校の設置者変更の認可について
- (5) 清水町幼稚園の廃止の認可について
- (6) 「学校法人の行う収益事業の種類について」の改正について

2 その他

【配付資料】

- | | |
|----------|----------------------------------|
| 資料 No. 1 | 私立高等学校等の収容定員に係る学則の変更等の認可について（諮問） |
| 資料 No. 2 | 高岡龍谷高等学校の通信制課程設置認可申請の概要について |
| 資料 No. 3 | 私立高等学校等の収容定員に係る学則新旧対照表 |
| 資料 No. 4 | 富山情報ビジネス専門学校の目的の変更の認可について |
| 資料 No. 5 | 富山中部自動車学校の設置者変更の認可について |
| 資料 No. 6 | 清水町幼稚園の廃止の認可について |
| 資料 No. 7 | 「学校法人の行う収益事業の種類について」の改正について |
| 参考資料 1 | 富山県私立学校審議会規程、運営内規 |
| 参考資料 2 | 私立学校法(抜粋)、学校教育法(抜粋) |
| 参考資料 3 | 富山県私立高等学校通信制の課程の設置認可等に関する審査基準 |

令和6年度 第1回富山県私立学校審議会 座席表

日時：令和6年7月9日(火)

15:00～16:30

場所：富山県民会館 704号室

黒崎 紫抄代 会長

議長

荒井 公浩
委員

唐嶋田鶴子
委員

笹原 正徳
委員

里見 治美
委員

須田 英克
委員

中崎 健志
委員

西館 有沙
委員

畠山 遵
委員

南 修朗
委員

森田 喜邦
委員

入
口

安田
主幹

南里
部長

水上
課長

池内
副主幹

事

務

局

報道関係席・一般傍聴席

富山県私立学校審議会委員

令和6年7月9日現在

	氏名	現職	備考
1	荒井 公浩	(学) 荒井学園理事長 富山県私学振興会副理事長	
2	唐嶋田 鶴子	(学) 福野青葉幼稚園理事長・園長 富山県私立幼稚園・認定こども園協会理事	
3	黒崎 紫抄代	富山県人事委員会委員 (学) 富山国際学園常務理事・事務局長	会長
4	笹原 正徳	(学) 和楽学園学園本部長 富山県専修学校各種学校連合会理事	
5	里見 治美	(学) 富山音楽院理事長 県専修学校各種学校連合会監事	
6	島田 好美	富山経済同友会教育問題委員会副委員長 (株) 島田商店 代表取締役	
7	須田 英克	(学) 神通学館理事長 富山県私立中学高等学校協会会長 富山県私学振興会理事	
8	中崎 健志	富山県教育委員会 教育次長・教育みらい室長	
9	西館 有沙	富山大学教育学部共同教員養成課程准教授	
10	畠山 遵	(学) 華聴学園理事長 認定こども園こぼと幼稚園園長 富山県私立幼稚園・認定こども園協会会長	
11	南 修朗	(学) 高岡第一学園 高岡第一高等学校 校長	
12	森田 喜邦	富山県立大学参与	会長代理

以上12名

富山県私立学校審議会
会長 黒崎 紫抄代 殿

富山県知事 新田 八朗



私立高等学校等の収容定員に係る学則の変更等の認可について（諮問）

このことについて、下記のとおり認可申請があったので、私立学校法第 8 条第 1 項、同法第 26 条第 2 項及び同法第 64 条第 1 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、認可の可否について意見を求めます。

記

事 項	申 請 者	認可の 根拠規定
高岡龍谷高等学校の通信制課程設置認可について (設置時期) 令和 7 年 4 月 1 日	高岡市古定塚 4 番 1 号 学校法人清光学園	学校教育法 第 4 条第 1 項
不二越工業高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可について	富山市東石金町 7 番 5 号 学校法人不二越工業高等学校	学校教育法 第 4 条第 1 項 学校施行令第 23 条 第 1 項第 12 号
龍谷富山高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可について	富山市赤江町 2 番 10 号 学校法人藤園学園	
高岡第一高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可について	高岡市戸出石代 307 番地 3 学校法人高岡第一学園	
富山第一高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可について	富山市向新庄町五丁目 1 番 54 号 学校法人富山第一高等学校	
高朋高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可について	富山市東富山寿町一丁目 1 番 39 号 学校法人神通学館	
高岡向陵高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可について	高岡市石瀬 281 番地 1 学校法人荒井学園	
新川高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可について	高岡市古定塚 4 番 1 号 学校法人清光学園	
片山学園高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可について	富山市東黒牧 10 番地 学校法人片山学園	
富山情報ビジネス専門学校の目的の変更の認可について	射水市三ヶ 576 番地 学校法人浦山学園	学校教育法 第 130 条第 1 項
富山中部自動車学校の設置者変更の認可について	富山市町村 59 番地 富山中部自動車学校	学校教育法 第 4 条第 1 項
清水町幼稚園の廃止の認可について (廃止時期) 認可の日から	富山市清水町八丁目 1 番 21 号 学校法人清水町幼稚園	
「学校法人の行う収益事業の種類について」の改正について	—	—

高岡龍谷高等学校の通信制課程設置認可申請の概要について

1 課程の目的	教育基本法、学校教育法及び私立学校法に則り設置された高岡龍谷高等学校の通信制の課程であり、高等普通教育を授け、併せて仏教精神により良識と善意に富む公人を育成することを目的とする。
2 名称	高岡龍谷高等学校 通信制課程 普通科
3 教育区域	富山県及び石川県
4 位置	高岡市古定塚4番1号 ※当該高校は現在、全日制の普通科と調理科を開設しており、同一校舎内において通信制課程を開設予定。
5 開設の時期	令和7年4月1日
6 設置者名	学校法人清光学園 理事長 森尾 淳章（令和元年12月～）
7 校長名	中山 正浩（令和5年4月～）
8 修業年限及び収容定員等	修業年限：3年以上 収容定員：240名（初年度1、2年次開設） 同時に授業を行う生徒数：40名以下 取得単位数：74単位以上
9 備考	<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人清光学園 昭和38年2月2日設立認可 ・設置校 ①高岡龍谷高等学校（昭和38年2月2日設置認可） ②ひかり幼稚園（昭和47年12月27日設置認可） ③認定こども園ひかり幼稚園（令和3年3月22日設置認可）

高岡龍谷高等学校の通信制課程設置認可申請に関するチェック項目

番号	県審査基準の条文（抜粋）	申請内容	根拠資料	審査結果
(立地条件等)				
1	第2条 ・ 風俗営業、性風俗関連特殊営業を行う施設などの教育にふさわしくない施設が実施校の周辺に立地していないなど、学校教育を行う上で適切な環境であること。	・ 設置する位置は、全日制と同じ「高岡市古定塚4番1号」とする。	・ 課程設置要項 ・ 学則	○
(名称)				
2	第3条 ・ 学科等の名称は、全日制又は定時制の課程と混同される恐れがあるなど、教育内容について誤解を与えるものでないこと。	・ 「高岡龍谷高等学校 通信制課程 普通科」とする。	・ 課程設置要項 ・ 学則	○
(規模)				
3	第4条 ・ 実施校の収容定員は、生徒の教育環境を確保するため、通信教育を行う区域に属する都道府県内の生徒数の将来の見込みと、その時点において実施校が用意をしている指導体制、施設及び設備等を踏まえた適切な数であること。	・ 240名とする。	・ 学則 ・ 学級編制表	○
(通信教育を行う区域)				
4	第5条 ・ 通信教育を行う区域は、面接指導や試験等を実施する上で支障のない範囲で定めること。	・ 通信教育を行う区域は、富山県及び石川県とする。	・ 学則 ・ 学級編制表	○
(教職員組織)				
5	第6条 ・ 通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5又は当該課程に在籍する生徒の見込数を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。こと。 ・ 生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならないこと。 ・ 生徒の実態等を踏まえ、各教科・科目等の指導のほか、生徒指導、進路指導等の学校運営全般にわたり教育上支障がないものとする。こと。 ・ 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項及び第2項の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くこと。	・ 開設年度には、以下の通り配置する。 校長（兼）1名 教頭（専）1名 教諭（専）1名 教諭（兼）5名 講師（専）1名 講師（兼）6名 養護教諭（兼）1名 教育相談員（兼）1名 事務職員（兼）2名 学校医（兼）3名 《完成年度》	・ 教職員編制表 ・ 教職員名簿	○
(施設及び設備)				
6	第7条 ・ 施設及び設備は、設置者の自己所有である等、長期的・安定的な教育を行う上で支障のないものであること。 ・ 校舎には、教室（普通教室、特別教室等）、図書室、保健室、職員室を備えるものとし、必要に応じて専門教育を施すための施設を設けること。特別教室には、実施校の教育課程に規定される教科・科目等の面接指導に必要な実験・実習等のための設備を備えること。また、体育の面接指導に必要な運動場等を確保すること。	・ 自己所有である。 ・ 施設、設備、運動場等、確保しており、今後さらに整備する予定。	・ 校地及び校舎等の平面図、概要 ・ 設備の概要	○
(通信教育連携協力施設)				
7	第8条 ・ 通信教育連携協力施設を設ける場合には、学則において面接指導等実施施設と学習等支援施設を区別し、それぞれの施設の名称、位置、定員など必要な事項を記載すること。	・ 通信教育連携協力施設を設ける予定なし。	・ 学則 ・ 学級編制表	○
(通信教育の方法等)				
8	第9条 ・ 各教科・科目及び総合的な探究の時間、特別活動は、高等学校学習指導要領において定める添削指導の回数や面接指導の単位時間数の標準を踏まえた、十分な指導回数を確保すること。 ・ 面接指導については、生徒に登校させて行うこと。この際、少人数で行うことを基本とし、多くとも40人を超えない範囲内で設定すること。 ・ 通信教育を行うに当たっては、試験並びに多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による報告課題の作成等によりその成果が満足できると認められる場合の面接指導等時間数の免除の運用等も含め、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を確保して行うこと。	・ 添削や面接等により、十分な指導回数を確保している。 ・ 面接指導について、多くとも40人を超えない範囲内で設定。 ・ 放送その他の多様なメディアによる学習を行う場合、面接指導の一部を免除することがある。	・ 学則 ・ 学級編成表	○

私立高等学校等の収容定員に係る学則新旧対照表

現行	改正案	備考																																		
<p>○不二越工業高等学校学則 第16条 生徒の収容定員を次の通り定める。</p> <table border="1" data-bbox="391 1444 566 1937"> <tr><td>科名</td><td>収容定員</td></tr> <tr><td>本科</td><td><u>415</u>名</td></tr> <tr><td>専攻科</td><td>50名</td></tr> <tr><td>計</td><td>465名</td></tr> </table> <p>附 則</p> <p>1. この学則の変更には学校法人不二越工業高等学校理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>2. 令和<u>6</u>年度における本校の入学定員及び収容定員は第16条の規定にかかわらず次の通りとする。</p> <table border="1" data-bbox="901 1422 1045 2004"> <tr><td>区分</td><td>学科</td><td>令和<u>6</u>年度</td></tr> <tr><td>入学定員</td><td>情報機械科</td><td>135</td></tr> <tr><td>収容定員</td><td>情報機械科</td><td><u>415</u></td></tr> </table> <p>3. この学則は、令和<u>6</u>年4月1日から施行する。</p>	科名	収容定員	本科	<u>415</u> 名	専攻科	50名	計	465名	区分	学科	令和 <u>6</u> 年度	入学定員	情報機械科	135	収容定員	情報機械科	<u>415</u>	<p>○不二越工業高等学校学則 第16条 生徒の収容定員を次の通り定める。</p> <table border="1" data-bbox="391 548 566 1041"> <tr><td>科名</td><td>収容定員</td></tr> <tr><td>本科</td><td><u>410</u>名</td></tr> <tr><td>専攻科</td><td>50名</td></tr> <tr><td>計</td><td>460名</td></tr> </table> <p>附 則</p> <p>1. この学則の変更には学校法人不二越工業高等学校理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>2. 令和<u>7</u>年度における本校の入学定員及び収容定員は第16条の規定にかかわらず次の通りとする。</p> <table border="1" data-bbox="901 504 1045 1086"> <tr><td>区分</td><td>学科</td><td>令和<u>7</u>年度</td></tr> <tr><td>入学定員</td><td>情報機械科</td><td>135</td></tr> <tr><td>収容定員</td><td>情報機械科</td><td><u>410</u></td></tr> </table> <p>3. この学則は、令和<u>7</u>年4月1日から施行する。</p>	科名	収容定員	本科	<u>410</u> 名	専攻科	50名	計	460名	区分	学科	令和 <u>7</u> 年度	入学定員	情報機械科	135	収容定員	情報機械科	<u>410</u>	<p>収容定員の減</p>
科名	収容定員																																			
本科	<u>415</u> 名																																			
専攻科	50名																																			
計	465名																																			
区分	学科	令和 <u>6</u> 年度																																		
入学定員	情報機械科	135																																		
収容定員	情報機械科	<u>415</u>																																		
科名	収容定員																																			
本科	<u>410</u> 名																																			
専攻科	50名																																			
計	460名																																			
区分	学科	令和 <u>7</u> 年度																																		
入学定員	情報機械科	135																																		
収容定員	情報機械科	<u>410</u>																																		
<p>○龍谷富山高等学校学則 第15条 本校の入学定員、収容定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1276 1299 1428 2016"> <tr><td>区分</td><td>学科</td><td>人数</td></tr> <tr><td>入学定員</td><td>普通科</td><td>250</td></tr> <tr><td>収容定員</td><td>普通科</td><td><u>775</u></td></tr> </table>	区分	学科	人数	入学定員	普通科	250	収容定員	普通科	<u>775</u>	<p>○龍谷富山高等学校学則 第15条 本校の入学定員、収容定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1276 380 1428 1108"> <tr><td>区分</td><td>学科</td><td>人数</td></tr> <tr><td>入学定員</td><td>普通科</td><td>250</td></tr> <tr><td>収容定員</td><td>普通科</td><td><u>760</u></td></tr> </table>	区分	学科	人数	入学定員	普通科	250	収容定員	普通科	<u>760</u>	<p>収容定員の減</p>																
区分	学科	人数																																		
入学定員	普通科	250																																		
収容定員	普通科	<u>775</u>																																		
区分	学科	人数																																		
入学定員	普通科	250																																		
収容定員	普通科	<u>760</u>																																		

<p>附 則</p> <p>令和5年7月24日 定員及び収容定員の変更 この学則の一部変更は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>(同左)</p> <p>附 則</p> <p>令和6年 月 日 定員及び収容定員の変更 この学則の一部変更は、令和7年4月1日から施行する。</p>																		
<p>○高岡第一高等学校学則</p> <p>第11条 本校の生徒収容定員は普通科740名とする。</p> <p>附 則</p> <p>1. 令和6年度の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="794 1299 941 2016"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入 学 定 員</td> <td>普 通 科</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>収 容 定 員</td> <td>普 通 科</td> <td>740</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. この学則は令和6年4月1日から改正施行する。</p>			令和6年度	入 学 定 員	普 通 科	240	収 容 定 員	普 通 科	740	<p>○高岡第一高等学校学則</p> <p>第11条 本校の生徒収容定員は普通科715名とする。</p> <p>(同左)</p> <p>附 則</p> <p>1. 令和7年度の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1125 380 1268 1108"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入 学 定 員</td> <td>普 通 科</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>収 容 定 員</td> <td>普 通 科</td> <td>715</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. この学則は令和7年4月1日から改正施行する。</p>			令和7年度	入 学 定 員	普 通 科	230	収 容 定 員	普 通 科	715
		令和6年度																	
入 学 定 員	普 通 科	240																	
収 容 定 員	普 通 科	740																	
		令和7年度																	
入 学 定 員	普 通 科	230																	
収 容 定 員	普 通 科	715																	

<p>○富山第一高等学校学則 第10条 本校の収容定員は、<u>1, 180</u>名とする。</p> <p>附 則</p> <p>1、この学則は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>2、令和6年度以降の入学定員及び収容定員は、次の通りとする。</p> <table border="1" data-bbox="483 1299 582 2022"> <tr> <td>収容定員（普通科）</td> <td>入学定員（普通科）</td> </tr> <tr> <td><u>1, 180</u>名</td> <td>390名</td> </tr> </table>	収容定員（普通科）	入学定員（普通科）	<u>1, 180</u> 名	390名	<p>○富山第一高等学校学則 第10条 本校の収容定員は、<u>1, 175</u>名とする。</p> <p>(同左)</p> <p>附 則</p> <p>1、この学則は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>2、令和7年度以降の収容定員及び入学定員は、次の通りとする。</p> <table border="1" data-bbox="764 385 863 1108"> <tr> <td>収容定員（普通科）</td> <td>入学定員（普通科）</td> </tr> <tr> <td><u>1, 175</u>名</td> <td>390名</td> </tr> </table>	収容定員（普通科）	入学定員（普通科）	<u>1, 175</u> 名	390名	<p>○高朋高等学校学則 第三条 部科及び課程の組織</p> <p>一 普通科とする。</p> <p>二 学年制による課程（以下、「学年制」という。）及び単位制による課程（以下、「単位制」という。）を置く。</p> <p>2 修業年限は、三カ年の全日制とする。</p> <p>3 収容定員は、三百三十名とする。</p> <p>附 則</p> <p>4 4 この学則の施行は、2024年四月一日からとする。</p>	<p>○高朋高等学校学則 (同左)</p> <p>入学定員及び収容定員の減</p>
収容定員（普通科）	入学定員（普通科）										
<u>1, 180</u> 名	390名										
収容定員（普通科）	入学定員（普通科）										
<u>1, 175</u> 名	390名										

<p>但し、2024年4月1日から2025年3月31日迄における各年度の入学定員及び収容定員は、第三条第3項の規定にかかわらず次の通りとする。</p> <p>2024年度 入学定員 100名 収容定員 300名</p> <p>45 この学則の施行は、2024年四月一日からとする。</p> <p>46 この学則の施行は、2024年六月一日からとする。</p>	<p>47 この学則の施行は、2025年四月一日からとする。</p> <p>但し、2025年4月1日から2026年3月31日迄における各年度の入学定員及び収容定員は、第三条第3項の規定にかかわらず次の通りとする。</p> <p>2025年度 入学定員 90名 収容定員 290名</p>	<p>○高岡向陵高等学校学則</p> <p>第4条 本校の課程・修業年限及び収容定員は下記のとおりとする。</p> <p>全日制の課程</p> <table border="1" data-bbox="912 1245 1011 2078"> <tr> <th>学科名</th> <th>修業年限</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> <th>昼夜間別</th> </tr> <tr> <td>普通科</td> <td>3年</td> <td>190名</td> <td>540名</td> <td>昼間</td> </tr> </table> <p>附 則</p> <p>1. この学則は令和6年4月1日から施行する。</p>	学科名	修業年限	入学定員	収容定員	昼夜間別	普通科	3年	190名	540名	昼間	<p>○高岡向陵高等学校学則</p> <p>第4条 本校の課程・修業年限及び収容定員は下記のとおりとする。</p> <p>全日制の課程</p> <table border="1" data-bbox="912 331 1011 1167"> <tr> <th>学科名</th> <th>修業年限</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> <th>昼夜間別</th> </tr> <tr> <td>普通科</td> <td>3年</td> <td>200名</td> <td>565名</td> <td>昼間</td> </tr> </table> <p>附 則</p> <p>1. この学則は令和7年4月1日から施行する。</p>	学科名	修業年限	入学定員	収容定員	昼夜間別	普通科	3年	200名	565名	昼間	<p>入学定員及び収容定員の増</p>
学科名	修業年限	入学定員	収容定員	昼夜間別																				
普通科	3年	190名	540名	昼間																				
学科名	修業年限	入学定員	収容定員	昼夜間別																				
普通科	3年	200名	565名	昼間																				

<p>○新川高等学校学則</p> <p>第4条 本校の課程・修業年限及び収容定員は下記のとおりとする。</p> <p>全日制課程</p> <table border="1" data-bbox="343 1243 438 2072"> <thead> <tr> <th>学科名</th> <th>修業年限</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> <th>昼夜間別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通科</td> <td>3年</td> <td>105名</td> <td>350名</td> <td>昼間</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則</p> <p>1. この学則は令和6年4月1日から施行する。</p>	学科名	修業年限	入学定員	収容定員	昼夜間別	普通科	3年	105名	350名	昼間	<p>○新川高等学校学則</p> <p>第4条 本校の課程・修業年限及び収容定員は下記のとおりとする。</p> <p>全日制課程</p> <table border="1" data-bbox="343 324 438 1153"> <thead> <tr> <th>学科名</th> <th>修業年限</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> <th>昼夜間別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通科</td> <td>3年</td> <td>95名</td> <td>320名</td> <td>昼間</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則</p> <p>1. この学則は令和7年4月1日から施行する。</p>	学科名	修業年限	入学定員	収容定員	昼夜間別	普通科	3年	95名	320名	昼間	<p>○高岡龍谷高等学校学則</p> <p>第4条 本校の課程及び収容定員は次のとおりとする。</p> <p>通常課程</p> <table data-bbox="790 1568 965 1937"> <tbody> <tr> <td>普通科</td> <td>第1学年</td> <td>200名</td> </tr> <tr> <td>調理科</td> <td>第1学年</td> <td>40名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>240名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>収容定員合計</td> <td>745名</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則 (令和5年5月26日)</p> <p>1. この学則は、令和6年4月1日から適用する。</p> <p>2. 第4条については、この規定にかかわらず次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1181 1288 1380 1971"> <thead> <tr> <th>学 科</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通科</td> <td>140名</td> <td>430名</td> </tr> <tr> <td>調理科</td> <td>40名</td> <td>120名</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>180名</td> <td>550名</td> </tr> </tbody> </table>	普通科	第1学年	200名	調理科	第1学年	40名		計	240名		収容定員合計	745名	学 科	入学定員	収容定員	普通科	140名	430名	調理科	40名	120名	計	180名	550名	<p>○高岡龍谷高等学校学則</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p>	<p>入学定員及び収容定員の減</p>	<p>入学定員及び収容定員の減</p>
学科名	修業年限	入学定員	収容定員	昼夜間別																																													
普通科	3年	105名	350名	昼間																																													
学科名	修業年限	入学定員	収容定員	昼夜間別																																													
普通科	3年	95名	320名	昼間																																													
普通科	第1学年	200名																																															
調理科	第1学年	40名																																															
	計	240名																																															
	収容定員合計	745名																																															
学 科	入学定員	収容定員																																															
普通科	140名	430名																																															
調理科	40名	120名																																															
計	180名	550名																																															

	<p>附 則 (令和6年5月30日)</p> <p>1. この学則は、令和7年4月1日から適用する。</p> <p>2. 第4条については、この規定にかかわらず次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="347 376 544 1057"> <thead> <tr> <th>学 科</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通科</td> <td>175名</td> <td>460名</td> </tr> <tr> <td>調理科</td> <td>0名</td> <td>80名</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>175名</td> <td>540名</td> </tr> </tbody> </table>	学 科	入学定員	収容定員	普通科	175名	460名	調理科	0名	80名	計	175名	540名																		
学 科	入学定員	収容定員																													
普通科	175名	460名																													
調理科	0名	80名																													
計	175名	540名																													
<p>○片山学園高等学校学則</p> <p>第6条 本校に全日制普通科を置く。</p> <p>2 本校の学級編制及び収容定員は、次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="730 1523 975 2016"> <thead> <tr> <th>学年</th> <th>学級数</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1学年</td> <td>3</td> <td>110名</td> </tr> <tr> <td>第2学年</td> <td>3</td> <td>110名</td> </tr> <tr> <td>第3学年</td> <td>3</td> <td>110名</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9</td> <td>330名</td> </tr> </tbody> </table>	学年	学級数	収容定員	第1学年	3	110名	第2学年	3	110名	第3学年	3	110名	計	9	330名	<p>○片山学園高等学校学則</p> <p>第6条 本校に全日制普通科を置く。</p> <p>2 本校の学級編制及び収容定員は、次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="730 609 975 1102"> <thead> <tr> <th>学年</th> <th>学級数</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1学年</td> <td>3</td> <td>105名</td> </tr> <tr> <td>第2学年</td> <td>3</td> <td>105名</td> </tr> <tr> <td>第3学年</td> <td>3</td> <td>105名</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9</td> <td>315名</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則</p> <p>1 この学則は、令和7年4月1日から適用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、改正後の第2学年の収容定員は、令和8年4月1日から適用し、令和8年3月31日までの第2学年の収容定員は、従前のおり110名とする。</p> <p>3 前々項の規定にかかわらず、改正後の第3学年の収容定員は、令和9年4月1日から適用し、令和9年3月31日までの第3学年の収容定員は、従前のおり110名とする。</p>	学年	学級数	収容定員	第1学年	3	105名	第2学年	3	105名	第3学年	3	105名	計	9	315名
学年	学級数	収容定員																													
第1学年	3	110名																													
第2学年	3	110名																													
第3学年	3	110名																													
計	9	330名																													
学年	学級数	収容定員																													
第1学年	3	105名																													
第2学年	3	105名																													
第3学年	3	105名																													
計	9	315名																													

私立高等学校等の収容定員に係る学則変更の認可について

私立高等学校令和7年度収容定員一覧

(単位 人)

学 校 名	学 科 名 (大学科・小学科)		令和7年度 収容定員	各学年定員			(参考) 6年度 収容定員	備考
				1学年	2学年	3学年		
不二越工業	工業	情報機械	410	135	135	140	415	
龍谷富山	普	通	760	250	250	260	775	
高岡第一	普	通	715	230	240	245	740	
富山第一	普	通	1,175	390	390	395	1,180	
高 朋	普	通	290	90	100	100	300	
高岡向陵	普	通	565	200	190	175	540	
新 川	普	通	320	95	105	120	350	
高岡龍谷	普 通		460	175	140	145	430	
	家庭	調理	80	0	40	40	120	
	計		540	175	180	185	550	
富山国際 大学付属	普	通	750	250	250	250	750	認可申請なし (収容定員変更なし)
片山学園	普	通	325	105	110	110	330	
合 計			5,850	1,920	1,950	1,980	5,930	

私立中学校令和7年度収容定員一覧

(単位 人)

学 校 名	学 科 名 (大学科・小学科)		令和7年度 収容定員	各学年定員			(参考) 6年度	備考
				1学年	2学年	3学年		
片山学園	普	通	240	80	80	80	240	認可申請なし (収容定員変更なし)

富山県私立高校在籍生徒数(各年4月1日現在)

「富山県教育関係職員録」(富山県学校生活協同組合編)より

(単位:名)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
不二越工業	1	182	118	123	111	126
	2	142	172	118	122	104
	3	98	137	168	116	119
	計	422	427	409	349	349
龍谷富山	1	187	255	251	267	265
	2	271	180	237	232	255
	3	230	262	176	232	221
	計	688	697	664	731	741
高岡第一	1	226	194	187	154	187
	2	241	218	192	181	140
	3	245	240	219	190	175
	計	712	652	598	525	502
富山第一	1	395	434	411	396	432
	2	409	387	430	391	384
	3	488	407	374	416	378
	計	1,292	1,228	1,215	1,203	1,194
高朋	1	84	99	70	71	67
	2	45	79	89	62	65
	3	63	48	81	92	64
	計	192	226	240	225	196
高岡向陵	1	187	168	212	252	223
	2	160	167	161	196	228
	3	195	145	154	154	187
	計	542	480	527	602	638
新川	1	99	69	119	118	80
	2	96	95	63	98	108
	3	102	95	92	63	91
	計	297	259	274	279	279
高岡龍谷	1	167	191	131	174	175
	2	171	163	186	123	166
	3	170	164	151	178	119
	計	508	518	468	475	460
富山国際 大学付属	1	241	284	277	298	312
	2	256	225	274	262	283
	3	301	248	215	270	254
	計	798	757	766	830	849
片山学園 高校	1	100	71	92	71	70
	2	97	96	70	88	68
	3	85	95	95	67	84
	計	282	262	257	226	222
私立高校計		5,733	5,506	5,418	5,445	5,430

片山学園 中学	1	78	71	63	62	60
	2	99	78	68	64	61
	3	65	98	77	68	62
	計	242	247	208	194	183

1	学校の名称	富山情報ビジネス専門学校													
2	学校の目的	建学の精神に則り、高潔な人間性を基礎とする豊かな教養と専門知識の習得に努め、変転する社会に貢献し得る人材の育成を目的とする。													
3	分野の名称	(新)工業専門課程 商業実務専門課程 文化・教養専門課程 医療専門課程 (旧)工業専門課程 商業実務専門課程 文化・教養専門課程													
4	位置	富山県射水市三ヶ576													
5	設置者名	学校法人浦山学園													
6	校長名	島田 勝彰													
7	課程・学科別修業年限及び生徒定員	(新)					(旧)								
		分野	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	分野	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員		
		工業	工業専門課程	情報システム学科	2年	40名	80名	工業	工業専門課程	情報システム学科	2年	40名	80名		
				建築・デザイン学科	2年	20名	40名					建築・デザイン学科	2年	20名	40名
				先端技術研究科	1年	10名	10名					先端技術研究科	1年	10名	10名
				建築士研究科	1年	10名	10名					建築士研究科	1年	10名	10名
		商業実務	商業実務専門課程	Webクリエイター学科	2年	15名	30名	商業実務	商業実務専門課程	Webクリエイター学科	2年	15名	30名		
				ホテル・ブライダル学科	2年	15名	30名					ホテル・ブライダル学科	2年	15名	30名
				医療事務学科	2年	30名	60名					医療事務学科	2年	30名	60名
				診療情報管理士研究科	1年	20名	20名					診療情報管理士研究科	1年	20名	20名
				インターナショナルビジネス学科	2年	20名	40名					インターナショナルビジネス学科	2年	20名	40名
				情報ビジネス学科	2年	15名	30名					情報ビジネス学科	2年	15名	30名
		文化教養	文化・教養専門課程	公務員学科	1年	10名	10名	文化教養	文化・教養専門課程	公務員学科	1年	10名	10名		
				日本語学科	1.5年	20名	40名					日本語学科	1.5年	20名	40名
					2年	20名	40名						2年	20名	40名
		医療	医療専門課程	歯科衛生士学科	3年	30名	90名								
8	単位数	医療専門課程歯科衛生士学科 計119単位(基準 計90単位)													
9	教員組織	医療関係 基幹教員 3名(基準3名) 基幹教員以外 1名 計 4名(基準4名)													
10	校地	総面積 5,500.31㎡(自己所有)													
11	校舎	総面積 5,524.98㎡(基準1,720㎡)													
12	校具、教具及び図書	歯科衛生士実習室、実験室機器など校具・教具約160点、図書約1,000冊													
13	経費及び維持方法	授業料・入学金・施設設備資金・その他の収入をもって維持経営する。 不足を生じた場合は設置者の負担とする。													
14	変更の時期	令和7年4月1日													
15	備考	学校設置認可年月日 昭和51年4月1日													

富山中部自動車学校の設置者変更の認可について

資料No. 5

1 学校の目的	交通安全教育と自動車の運転技能及び構造取り扱い調整に関する学理技術を習得させると共に一般交道德を普及啓蒙せしめ以て交通安全に貢献しうる有益な自動車運転者を育成することを目的とする。														
2 学校の名称	富山中部自動車学校														
3 位置	富山市町村59番地														
4 変更の時期及び理由	(時期) 富山県知事認可の日から (理由) 旧設置者の辞任表明のため														
5 設置者名	(新) 藤樫 聡美 (旧) 野村 栄一 <small>※設置者が個人の場合教育に関する識見を有し、かつ、各種学校を運営するにふさわしい者(各種学校規程第14条第2項)</small>														
6 校長名	野村 栄一														
7 経費及び維持の方法	授業料・入学金・その他の収入をもって維持運営する。不足が生じた場合は設置者の負担とする。														
8 学科別修業年限及び生徒定員	<table border="1" data-bbox="475 1223 1445 1397"> <thead> <tr> <th>課程・学科名</th> <th>教習期間</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車操縦課程 普通自動車</td> <td>9ヶ月</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>自動車操縦課程 大型二輪車</td> <td>9ヶ月</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>自動車操縦課程 普通二輪車</td> <td>9ヶ月</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>			課程・学科名	教習期間	定員	自動車操縦課程 普通自動車	9ヶ月	400	自動車操縦課程 大型二輪車	9ヶ月	40	自動車操縦課程 普通二輪車	9ヶ月	60
課程・学科名	教習期間	定員													
自動車操縦課程 普通自動車	9ヶ月	400													
自動車操縦課程 大型二輪車	9ヶ月	40													
自動車操縦課程 普通二輪車	9ヶ月	60													
9 備考	1 設置認可年月日 昭和39年6月22日														

清水町幼稚園の廃止の認可について

1 学校の名称	清水町幼稚園
2 位 置	富山市清水町八丁目 1 番 21 号
3 廃止の時期及び理由	廃止認可の日 (理由) 休園後再開の目処が立たなかったため。
4 設置者名	学校法人清水町幼稚園
5 代表役員名	石山 彰雄
6 生徒の処置	令和 2 年度より休園中。園児は在籍していない。
7 教職員の処置	令和 2 年度より休園中。教職員は在籍していない。
8 指導要録等の引継ぎ	富山県知事へ引継ぎ
9 資産の処置	土地の一部は富山市から借用しており市に返還予定。その上の園舎は富山市に無償譲渡予定。残りの土地は売却、その上の園舎は解体、その他設備・備品に関しては廃棄予定。
備 考	1 校 地 4 2 2 . 5 9 m ² 2 校 舎 9 8 4 . 9 m ² (5 6 1 . 8 2 m ² 、 4 2 3 . 0 8 m ²) 3 総定員 3 0 名 4 過去 5 ヲ年の卒園児数 (H27) (H28) (H29) (H30) (R1) 22 人 22 人 22 人 23 人 24 人 5 学校設置認可年月日 昭和 2 7 年 7 月 1 0 日

「学校法人の行う収益事業の種類について」の改正について

1 改正の概要

統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類の改正に伴い所要の措置を講ずるとともに、その他所要の規定整備を行うもの。

2 改正の内容

(1) 日本標準産業分類の改正に伴う所要の措置

- ・日本標準産業分類が改正（令和 5 年総務省告示第 256 号）され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されたため、所要の措置を講ずるもの。

(2) その他規程整備

- ・現行の国告示（文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件）にあわせて、所要の規定整備を行うもの。

3 施行時期（予定）

公表の日から

- ※審議会答申後、速やかに改正手続きをし、公表の日から施行する。

4 新旧対照表

別紙のとおり

<p>賃貸業</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 宿泊業、飲食サービス業（料亭、酒場、ビヤホール及びバー、キャバレー、ナイトクラブ）を除く。）</p> <p>(14) 生活関連サービス業、娯楽業（遊戯場）を除く。）</p> <p>(15)～(18) 略</p> <p>3 前項各号に掲げる事業には、当該学校法人の設置する学校の教育の一部として、又はこれに付随して行われる事業を含まないものとする。</p> <p>4 収益事業の種類を寄附行為に記載する場合には、日本標準産業分類の名称を例として具体的に記載するものとする。</p>	<p>貸業</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 宿泊業、飲食サービス業（料亭、酒場、ビヤホール及びバー、キャバレー、ナイトクラブ）に関するものを除く。）</p> <p>(14) 生活関連サービス業、娯楽業（遊戯場）に関するものを除く。）</p> <p>(15)～(18) 略</p> <p>(削る)</p> <p>3 収益事業の種類を寄附行為に記載する場合には、日本標準産業分類の名称を例として具体的に記載するものとする。</p>
--	---

富山県私立学校審議会規程

第1条 この規程は、私立学校法（昭和24年法律第270号）（以下「法」という。）第17条の規定により、富山県私立学校審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 会長の互選は、無記名投票で行い、最多数を得た者をもって当選人とする。

2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、くじで定める。

3 委員中に異議がないときは、第1項の規定による互選は、指名推薦の方法を用いることができる。

第3条 会長の任期は、2年とする。

2 会長が欠けるにいたったときは、前条の互選は次の会議において行う。

第4条 会長に事故ある時、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ審議会の議を経て指定した委員（以下「会長代理」という。）がその職務を代理する。

第5条 委員又は会長を辞職しようとするときは、会長（会長にあつては会長代理）を経て辞職願を知事に提出しなければならない。

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 前項の招集は、招集の日時・場所及び議題を記載した委員に対する告知により行う。

第7条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

第8条 審議会に出席することができない委員は、開会時刻までにその旨を会長に届け出なければならない。

第9条 会長は、会議の議長となる。

2 審議会が成立しない場合若しくは故障により会議を開くことができない場合において緊急の必要があると認めるとき又は予め審議会の指定を受けたときは、会長は、審議会の権限に属する事項を専決処分することができる。

3 前項の処分をしたときは、次の審議会に報告し、承認を得なければならない。

第10条 議事は議決に加わることができない委員を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

第11条 採決は、起立の方法による。ただし、議長は必要と認めるときは、起立の方法を用いなくて、記名又は無記名の投票によることができる。

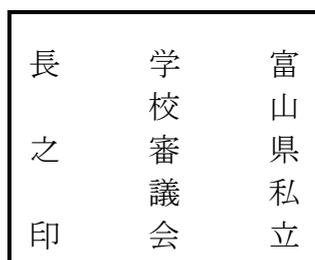
2 議長は、委員中に異議がないときは、前項の規定によらないで採決することができる。

第12条 審議会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、会長が審議会の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

- (1) 富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第7条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して審議する場合
- (2) 公開することにより、審議会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

第13条 議長は、会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

第14条 会長の印を、次のように定める。



第15条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、知事の承認を経て審議会が定めた日（昭和25年4月13日）から施行する。

附 則

この規程は、知事の承認を経て審議会が定めた日（昭和63年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、知事の承認を経て審議会が定めた日（平成14年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、知事の承認を経て審議会が定めた日（平成27年1月20日）から施行する。

富山県私立学校審議会運営内規

(目的)

第1条 この内規は、富山県私立学校審議会規程（以下「規程」という。）第15条に基づき、災害、感染症の流行その他やむを得ない事情（以下「緊急事態」という。）における富山県私立学校審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(出退席の取扱い)

第2条 緊急事態の発生により会場に参集することが困難であると会長が認めるときは、会長を含む委員は、Web会議システム（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して審議会に出席することができる。

2 前項による出席は、規程第7条、第10条及び第13条に規定する出席に含めるものとする。

3 前2項の規定により出席した場合において、映像のみならず音声を送受信できなくなり、復旧の見通しが見つからないときは、当該委員は、その時から退席したものとみなす。

(確保すべき環境)

第3条 Web会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

(書面審議)

第4条 緊急事態の発生により第2条第1項の規定による出席を含め対面による審議会の開催が困難であり、かつ、富山県知事からの諮問に対する答申を行うべき期日までに開催することが困難であると会長が認めるときは、書面で委員の意見を聴取できるとともに、規程第10条に規定する審議会の議決に代えることができる。

(雑則)

第5条 この内規に定めるもののほか、緊急事態時における審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この内規は令和4年7月21日から施行する。

○私立学校法（抜粋）

（昭和二十四年十二月十五日法律第二百七十号）
最終改正：令和五年五月八日法律第二十一号

（私立学校審議会等への諮問）

第八条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

2（略）

（議事参与の制限）

第十五条 私立学校審議会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己の関係する学校、専修学校、各種学校、学校法人若しくは第六十四条第四項の法人に関する事件については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。

（収益事業）

第二十六条 学校法人は、その設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができる。

2 前項の事業の種類は、私立学校審議会又は学校教育法第九十五条に規定する審議会等（以下「私立学校審議会等」という。）の意見を聴いて、所轄庁が定める。所轄庁は、その事業の種類を公告しなければならない。

3 第一項の事業に関する会計は、当該学校法人の設置する私立学校の経営に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

（私立専修学校等）

第六十四条 第五条、第六条及び第八条第一項の規定は私立専修学校及び私立各種学校について準用する。この場合において、私立専修学校について準用する第八条第一項中「学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項」とあるのは「学校教育法百三十条第一項の都道府県知事の権限又は同法百三十三条第一項において読み替えて準用する同法第十三条第一項の都道府県知事の権限」と読み替え、私立各種学校について準用する第八条第一項中「学校教育法第四条第一項」とあるのは「学校教育法百三十四条第二項において読み替えて準用する同法第四条第一項」と読み替えるものとする。

（第二項～七項略）

○ 学校教育法（抜粋）

（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）
最終改正：令和四年六月二二日法律第七十七号

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣

二 市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。次条、第十三条第二項、第十四条、第百三十条第一項及び第百三十一条において同じ。）の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会

三 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

（第二項～五項略）

第百三十条 国又は都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。）、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

② 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、専修学校の設置（高等課程、専門課程又は一般課程の設置を含む。）の認可の申請があつたときは、申請の内容が第百二十四条、第百二十五条及び前三条の基準に適合するかどうかを審査した上で、認可に関する処分をしなければならない。

③ 前項の規定は、専修学校の設置者の変更及び目的の変更の認可の申請があつた場合について準用する。

④ 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、第一項の認可をしない処分をするときは、理由を付した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。

○ 学校教育法施行令（抜粋）

（昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号）
最終改正：令和四年十二月二八日政令第四〇三号

第二十三条 法第四条第一項（法第百三十四条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項（法第四条の二に規定する幼稚園に係るものを除く。）は、次のとおりとする。

（第一号～十一号略）

十二 私立の学校（高等学校等の広域の通信制の課程及び大学を除く。）又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更

十三（略）

2（略）

富山県私立高等学校通信制課程の設置認可等に関する審査基準

(趣旨)

第1条 私立高等学校（以下「高等学校」という。）の通信制の課程の設置、通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）の設置、設置者の変更及び学則の変更（広域の通信制の課程に係るもの及び通信制の課程の収容定員に係るものに限る。）に係る認可については、学校教育法（昭和22年法律第26号）、高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）、その他の法令等に定めるもののほか、この審査基準の定めるところによるものとする。

(立地条件等)

第2条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設などの教育にふさわしくない施設が実施校の周辺に立地していないなど、学校教育を行う上で適切な環境であること。

(名称)

第3条 実施校の名称は、高等学校の目的にふさわしいものであり、かつ、既存の高等学校又は中等教育学校のものと同じ又は紛らわしいものでないこと。
2 学科等の名称は、全日制又は定時制の課程と混同される恐れがあるなど、教育内容について誤解を与えるものでないこと。

(規模)

第4条 実施校の収容定員は、生徒の教育環境を確保するため、通信教育を行う区域に属する都道府県内の生徒数の将来の見込みと、その時点において実施校が用意をしている指導体制、施設及び設備等を踏まえた適切な数であること。
2 通信教育連携協力施設を設置する場合には、通信教育連携協力施設ごとの定員を設定するものとし、通信教育連携協力施設の定員は、実施校の収容定員の範囲内でなければならないこと。
3 実施校の設置者は、実施校の収容定員及び通信教育連携協力施設の定員が適切であることを、根拠資料を用いて示すこと。

(通信教育を行う区域)

第5条 通信教育を行う区域は、面接指導や試験等を実施する上で支障のない範囲で定めること。
2 通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合は、当該区域に属する都道府県内における生徒の募集見込等を踏まえた当該都道府県の意向を考慮しなけれ

ばならないこと。

(教職員組織)

第6条 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあつては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。ただし、教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができ、実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができること。

- 2 実施校において編制する教育課程の実施に当たり必要な各教科の免許を持つ教員の配置がなされていること。
- 3 実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならないこと。
- 4 その他教職員の配置については、生徒の実態等を踏まえ、各教科・科目等の指導のほか、生徒指導、進路指導等の学校運営全般にわたり教育上支障がないものとする。
- 5 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項及び第2項の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くこと。

(施設及び設備)

第7条 実施校の施設及び設備は、設置者の自己所有である等、長期的・安定的な教育を行う上で支障のないものであること。

- 2 実施校の校舎には、教室（普通教室、特別教室等）、図書室、保健室、職員室を備えるものとし、必要に応じて専門教育を施すための施設を設けること。特別教室には、実施校の教育課程に規定される教科・科目等の面接指導に必要な実験・実習等のための設備を備えること。また、体育の面接指導に必要な運動場等を確保すること。

(通信教育連携協力施設)

第8条 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、学則において面接指導等実施施設と学習等支援施設を区別し、それぞれの施設の名称、位置、定員など必要な事項を記載すること。

- 2 面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であることを基本とすること。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設（学校教育法第55条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。）その他の学校又は施設とすることができること。

- 3 通信教育連携協力施設は、周辺に教育にふさわしくない施設が立地していないなど、教育を行う上で適切な環境であること。
- 4 面接指導等実施施設の施設及び設備、指導体制等は、当該面接指導等実施施設と実施校との連携協力の内容等に応じて、実施校と同等の水準又は面接指導や試験等を適切に実施することができるものであること。
- 5 学習等支援施設の施設及び設備は、教育上及び安全上支障がないものであること。
- 6 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、第3項の基準を満たすことを確認し、その結果を文書により示すこと。また、当該通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合には、当該都道府県の知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して確認を行うものとし、その結果もあわせて文書により示すこと。
- 7 面接指導等実施施設において、例えば、理科、音楽、美術、家庭、情報、体育等の観察・実験、実習、実技等を行う必要のある教科・科目等の面接指導を行う場合においては、それに必要な施設及び設備や運動場等を確保すること。
- 8 面接指導等実施施設の施設や設備が負担付又は借用である場合は、実施校の設置者が安定的に使用できる契約等が締結されていること。
- 9 通信教育連携協力施設の名称は、当該通信教育連携協力施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でないこと。
- 10 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、その連携協力内容について、当該施設の設置者とあらかじめ文書による取り決めを行い、必要に応じて適切な指導・支援を行うよう努めること。ただし、実施校と当該施設の設置者が同一である場合には、この限りでない。
- 11 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設において生徒募集等が行われる場合には、募集要項やパンフレット等において、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動の別や、それに係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるよう指導すること。

（通信教育の方法等）

- 第9条 通信教育の実施に当たっては、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）等に基づき、適切に実施すること。
- 2 実施校の設置者は、特に以下を満たす体制を整えること。
 - (1) 添削指導、面接指導及び試験並びにその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。
 - (2) 各教科・科目及び総合的な探究の時間、特別活動は、高等学校学習指導要領において定める添削指導の回数や面接指導の単位時間数の標準を踏まえた、十

分な指導回数を確保すること。

- (3) 添削指導に用いる課題については、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。
- (4) 面接指導については、生徒を実施校又は面接指導実施施設のいずれかに登校させて行うこと。この際、少人数で行うことを基本とし、多くとも40人を超えない範囲内で設定すること。
- (5) 通信教育を行うに当たっては、試験並びに多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による報告課題の作成等によりその成果が満足できると認められる場合の面接指導等時間数の免除の運用等も含め、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を確保して行うこと。

(その他)

第10条 実施校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に規定する学校いじめ防止基本方針、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に規定する消防計画、学校保健安全法第5条に規定する学校保健計画、同法第27条に規定する学校安全計画、同法第29条第1項に規定する危険等発生時対処要領、高等学校通信教育規程第4条の3に規定する通信教育実施計画など、法令上作成することが義務付けられている計画について作成すること。

2 実施校は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって高等学校通信教育規程第14条第1項に規定する情報の公表を行うこと。その際、実施校及び通信教育連携協力施設における教育の方法・内容、授業料・入学金等の費用その他の情報について、生徒・保護者に誤解を招くおそれのないように適切に表示すること。

附 則

この審査基準は、令和6年4月1日から施行する。